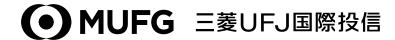
投資信託説明書 (請求目論見書) 使用開始日 2016.10.18

# eMAXIS 新興国債券インデックス

追加型投信/海外/債券/インデックス型

eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ■当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状 況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資 家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることが あります。
- ■当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ■運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- ■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保 護の対象ではありません。
- ■金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
- ■当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

	目 次	
証券情報	申込手数料、申込単位など	1
2 投資方針	目的、沿革、仕組み など 投資方針、投資対象、分配方針 など リスク、管理体制 など 手数料等、税金 など 投資状況、運用実績、設定・解約の実績 など	3
第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 2 換金(解約)手続等 3 資産管理等の概要 4 受益者の権利等	申込単位、申込価額、申込手数料 など 解約単位、解約価額 など 資産の評価、信託期間、計算期間 など 受益者の権利 など	28
第3 ファンドの経理状況	ファンドの財務諸表、現況 など	33
第4 内国投資信託受益証券 事務の概要	名義書換、受益権の譲渡 など	52
第二部 委託会社等の情報 第 1 委託会社等の概況	委託会社の概況、財務諸表 など	53

#### 信託約款

eMAXIS 新興国債券インデックスの募集については、委託会社 は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年4月 25日に関東財務局長に提出しており、2016年4月26日に効力が生じて おります。

発行者名 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 有価証券届出書の写しを該当ありません

縦覧に供する場所

三菱UFJ国際投信株式会社 取締役社長 松田 通 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

### 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

e MAXIS 新興国債券インデックス (「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称: e 新興債)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

#### (5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース (一般コース) と分配金再投資コース (累積投資コース) があり、分配金再投資コース (累積投資コース) の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

#### (7) 【申込期間】

平成28年4月26日から平成29年4月25日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

### (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (12) 【その他】

該当事項はありません。

## 【有価証券報告書】

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、 $\operatorname{JP}$ モルガン $\operatorname{GBI}$  -  $\operatorname{EM}$ グローバル・ダイバーシファイド (円換算ベース) に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

间叩刀類衣				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
		株式		
	国内		MMF	
単位型		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	( )	ETF	( )
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )		
大型株	年4回	北米			ТОРІХ	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		(JPモルガ	ショート型/
公債	(毎月)	中南米			ンGBI-EM	絶対収益
社債	日々	アフリカ			グローバル・ダ	追求型
その他債券	その他	中近東			イバーシファ	
クレジット	( )	(中東)			イド(円換算べ	その他
属性		エマージング			ース))	( )
( )						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証						
券(債券 一						
般))						
資産複合						
( )						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉と

なる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

間	7. 企我	
単位型·	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追
追加型		加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
		来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
地域		内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海
		外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質
		的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株
資産		式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債
		券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信 (リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不
		動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源
		泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株
		式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があ
		るものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産の
		うち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
独立区分		一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規
	ジメント・ファンド)	則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザー	/01/III
	ブ・ファンド)	則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)
		第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租
		税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する
		上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨また
		はそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起するこ
		とが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があ
		るものをいいます。

<sup>※</sup>上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

*****	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいま
資産			9。 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるも
		中小型株	のをいいます。 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載がある
	債券		ものをいいます。 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものを
			いいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地
		方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同
		プ値、政府休証値、政府機関値、国际機関値を含みまり。以下向 じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	 社債	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨 の記載があるものをいいます。
	この 体 佳光	: 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資す
	「こりでは	る旨の記載があるものをいいます。
	カレジット	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して
	属性	投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象
		の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイール
		ド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載がある
		ものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があ
		るものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に
	1000世紀	投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるも
		のをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいま
		す。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいま
		す。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいま
		す。
	年6回(隔月)	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいま
		す。
	年12回(毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
		をいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいま
		す。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉
地域		とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉
	II Ma	とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を
	₩. III	源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を
	<b>ラバラ</b>	源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア
	上レフーフ	地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の際会が源息しまえたの記載があるようないいます。
	中学小	資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産な源息とする年の記載があるすのないいます。
	アフリカ	を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資
		[E記記録において、組入資産による投資収益がナブリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	歴を你来とりる自の記載がめるものをいいまり。   信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産
		ででは、他のでは、他の質性による投資収益が中辺東地域の質性では、 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域
		(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除
		きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		C み ) 。 / で155水に ) の目り癿戦/パののもりといいまり。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにの
		み投資されるものを除きます。) を投資対象として投資するもの
		をいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する
	ファンズ	規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替の
		ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの
		または為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデ	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨ま
ックス		たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨ま
		たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す
		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に
		投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動
		(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載
		があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを
		用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、
		収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定
		められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものを
		いいます。
	ロング・ショート型/	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目
	絶対収益追求型	指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指
		す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当し
		ない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいま
		す。
·/ [==+++:\	加州国外人机次层式材	ウムが字めて「帝日八叛に則すて比引」も、其に禾式へ社が佐代した。 のっ

<sup>※</sup>上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## ファンドの目的

## 新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色



JPモルガンGBIーEMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する 投資成果をめざして運用を行います。

● JPモルガンGBIーEMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)をベンチマークとします。

## <運用プロセスのイメージ>

ステップ1:投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

## ステップ2:ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の 変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

## ステップ3:売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

### ステップ4:モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、 運用の継続的な改善に努めます。

- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- □ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。



## 新興国の現地通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

- 新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に 償還価額等が連動する債券に実質的に投資することがあります。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

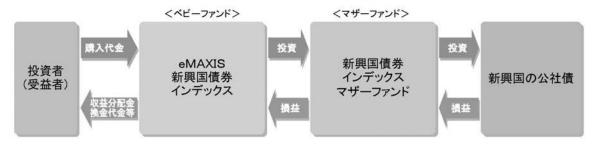


## 原則として、為替ヘッジは行いません。

● 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ファンドの仕組み

運用は主に新興国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の公社債へ 実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### ■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の 支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している 指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の 有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

JPモルガン指数(以下「指数」といいます。)について提供された情報は、指数のレベルも含め、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買の申込み若しくは勧誘、何らかの取引の公式なコンファメーション、又は指数に関連する何らかの商品の価値算定若しくは値段を構成するものではありません。また、ここに記載されるいかなる情報も、一定の投資戦略の採用を推奨するものとも、法務、税務又は会計上の助言としても理解されてはなりません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は、一般に信頼できるとされているものですが、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下「JPMorgan」といいます。)は、その完全性又は正確性を保証するものではありません。ここに含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは不確定の将来の収益を示すものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMorgan、JPMorganの関係会社又はその従業員がロング若しくはショートのポジションを持ち、売買等を行い、又はマーケットメークをすることがあり、また、そのような発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、又は貸主になる場合もあります。

米国のJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下「JPMS」といいます。)は、いかなる指数に関連する証券、金融商品又は取引(以下「プロダクト」といいます。)についての援助、保証又は販売促進も行いません。証券若しくは金融商品全般若しくは特定のプロダクトへの投資の妥当性について、又は金融市場における投資機会を指数に連動させることとすることの妥当性について、JPMSは明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証を行ないません。JPMSはプロダクトの管理、マーケティング又はトレーディングに関する義務又は責任を負いません。指数は一般に信用できるとされている要素に依拠していますが、JPMSは、その完全性、正確性又は指数に付随して提供されるその他の情報について保証するものではありません。

指数はJPMSのみが保有する財産であり、その財産権は全てJPMSに帰属します。

JPMSはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPMS、J.P. Morgan Securities Ltd. (FSA の登録を受けたLSEの会員)又はその投資銀行関連会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

当情報の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

上記和文は下記URLに記載される英文の参考訳であり、英文と上記和文の記載に齟齬がある場合、英文が優先します。http://www.jpmorgan.com/pages/jpmorgan/ib/girg

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (2) 【ファンドの沿革】

平成22年9月13日 設定日、信託契約締結、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家 (受益者)

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社 (受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託

銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社(委託者) 三菱UF J 国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての
「信託契約」	業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められ
	ています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する
	法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信
	託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配
「募集・販売の取扱い等に関する契約」	金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定
	められています。

#### ③委託会社の概況

• 資本金

2,000百万円 (平成28年7月末現在)

沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UF J 国際投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成28年7月末現在)

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UF J証券ホールディン グス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

#### 2【投資方針】

## (1) 【投資方針】

新興国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の現地通 貨建ての公社債に直接投資することがあります。

新興国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建ての公社債に実質的な投資を行い、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款に定める次のものに限ります。)
    - a. 有価証券先物取引等
    - b. スワップ取引
    - c. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引
  - ハ. 約束手形
  - 二. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
- ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UF J 国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UF J 信託銀行株式会社を受託会社とする新興国債券インデックスマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定める ものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) お

よび新株予約権証券

- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)で16. で定めるもの以外のもの
- 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

• 外国為替予約取引

### <新興国債券インデックスマザーファンドの概要>

#### (基本方針)

この投資信託は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

①投資対象

新興国の現地通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

新興国の現地通貨建の公社債を主要投資対象とし、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に投資することがあります。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。

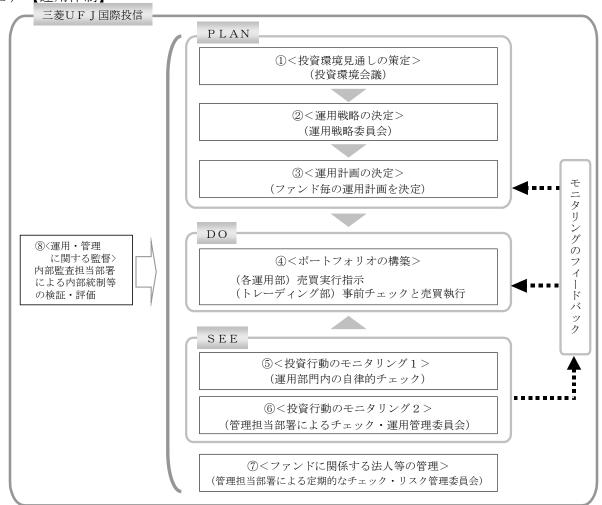
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7)外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。
- ⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ①外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### (3)【運用体制】



#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた 投資環境見通しを策定します。

- ②運用戦略の決定
  - 運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
- ③運用計画の決定
  - ②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

- ⑤投資行動のモニタリング1
  - 運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
- ⑥投資行動のモニタリング2
  - 運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
- ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全

性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性 を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報 告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、 質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を 行います。

#### (5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

#### ①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券
- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下a. およびb. において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のう

ち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### ⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする ことができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属 する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に 属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指 図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### ⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日 から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支 払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ る場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合 計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場に おいて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債 権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りでは ありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が 投資することを指図することができます。

#### ②金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ③有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### ④特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑤デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバテ

ィブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### 16信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により</u> 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### ①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け 公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことが あります。

## ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な 政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受 けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。 この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがありま す。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下 落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 ①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク 運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、 必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### ①価格変動リスク・為替変動リスク

価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク 運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等 に報告されます。

#### ②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、 価格変動リスク・為替変動リスクと同様の管理体制をとっています。

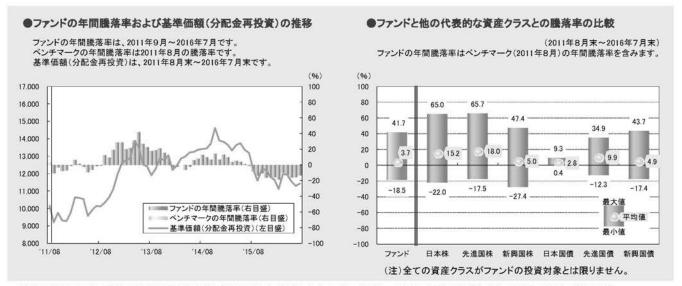
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### ③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指 数 名	注 記 等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として 算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配 当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取 引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしく は公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有して います。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバ ーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

#### 4 【手数料等及び税金】

#### (1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

#### (2) 【換金(解約) 手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。 ※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

#### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託財産の純資産総額 × 年0.648%<sup>※</sup>(税抜 年0.6%)以内

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

A THE PARTY OF THE		信託報酬率(年率)	
ファンドの純資産総額に応じて	合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.6%	0.54%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の部分	0.58%	0.53%	0.05%
1,000億円以上の部分	0.56%	0.52%	0.04%

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から	0. 27%
50億円以上100億円未満の部分	販売会社および 受託会社の配分率	0. 28%
100億円以上の部分	を差し引いた率	0.29%

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

## (4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産 留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、 外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。
  - (\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応

じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用 (手数料等) の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

◇費用または費用を対価とする役務の内容について

▽負用よたは負用で刈画とりで収拾がトウイヤに ンドで			
費用名	直接•間接**	説明	
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務 手続等の対価	
換金(解約)手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価	
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を 賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保され る額	
信託報酬	間接	(委託会社(再委託先への報酬を含む場合があります。)) ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準 価額の算出、目論見書等の作成等の対価 (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付 運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後 の説明・情報提供等の対価 (受託会社) 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価	
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための 費用	
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用	
保管費用 (カストディフィー)	間接	外国での資産の保管等に要する費用	

上記は一般的な用語について説明したものです。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、 地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および

<sup>※</sup>受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### ◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本 と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普 通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場 合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本 から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- ※上記は平成28年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

#### (1) 【投資状況】

## ①【投資状況】

平成28年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5, 835, 372, 830	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	_	247, 021	0.00
純資産総額		5, 835, 619, 851	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### ②【投資資產】

#### (a) 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成28年7月29日現在

ſ	国/						帳簿価額	利率 (%)	投資
	地域	銘 柄	種類	業種	口数	下段:	評 価 額	償還期限	比率
	地坝					単価 (円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)
Ī		新興国債券インデックスマザ	親投資信託			1. 1563	5, 702, 711, 193		
	日本	ーファンド	受益証券		4, 931, 856, 686	1. 1832	5, 835, 372, 830	_	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成28年7月29日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### (b) 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## (c) 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (2) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成28年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日	139,646,553 (分配付)	10,030 (分配付)
(平成23年 1月26日)	139,646,553 (分配落)	10,030 (分配落)
第2計算期間末日	587, 495, 714 (分配付)	9,836(分配付)
(平成24年 1月26日)	587, 495, 714 (分配落)	9,836(分配落)
第3計算期間末日	1,368,499,821 (分配付)	12,579(分配付)
(平成25年 1月28日)	1,368,499,821 (分配落)	12,579(分配落)
第4計算期間末日	2,025,545,411 (分配付)	12, 252(分配付)
(平成26年 1月27日)	2,025,545,411 (分配落)	12,252(分配落)
第5計算期間末日	4,583,947,576 (分配付)	13,840(分配付)
(平成27年 1月26日)	4,583,947,576 (分配落)	13,840(分配落)
第6計算期間末日	5,097,672,323 (分配付)	11,155(分配付)
(平成28年 1月26日)	5,097,672,323 (分配落)	11,155(分配落)
平成27年 7月末日	5, 442, 977, 750	13, 185
8月末日	5, 272, 421, 402	12, 253
9月末日	5, 339, 853, 828	11, 596
10月末日	5, 858, 202, 665	12, 235
11月末日	5, 909, 426, 725	12, 232
12月末日	5, 268, 266, 027	11, 817

		(1 = 11)
	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
平成28年 1月末日	5, 351, 566, 880	11, 641
2月末日	5, 183, 733, 470	11, 123
3月末日	5, 847, 414, 438	11, 989
4月末日	5, 953, 361, 106	11, 930
5月末日	5, 827, 654, 258	11, 546
6月末日	5, 700, 641, 423	11, 298
7月末日	5, 835, 619, 851	11, 426

## ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

### ③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.30
第2計算期間	△1. 93
第3計算期間	27. 88
第4計算期間	△2. 59
第5計算期間	12. 96
第6計算期間	△19. 40
第6計算期間末日から 平成28年7月末日までの期間	2. 42
一 一	

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の 基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じ て得た数をいう。ただし、第6計算期間末日から平成28年7月末日までの期間については平成28年7 月末日の基準価額から当該基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額) で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (3) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	170, 984, 785	31, 760, 878	139, 223, 907
第2計算期間	656, 902, 444	198, 848, 166	597, 278, 185
第3計算期間	944, 232, 224	453, 552, 416	1, 087, 957, 993
第4計算期間	1, 603, 912, 119	1, 038, 649, 957	1, 653, 220, 155
第5計算期間	2, 426, 137, 312	767, 186, 508	3, 312, 170, 959
第6計算期間	3, 312, 941, 301	2, 055, 207, 597	4, 569, 904, 663
第7計算期期首から 平成28年7月29日までの期間	923, 286, 519	385, 937, 328	5, 107, 253, 854

#### <参考>

「新興国債券インデックスマザーファンド」

①投資状況

平成28年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	インドネシア	1, 088, 428, 930	9.74
	メキシコ	1, 082, 672, 502	9.69
	ポーランド	1, 082, 260, 738	9.69
	南アフリカ	1, 065, 766, 423	9. 54
	ブラジル	1, 061, 028, 365	9.50
	マレーシア	1, 020, 561, 445	9. 13

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
	トルコ	1, 008, 959, 705	9. 03
	タイ	862, 337, 483	7. 72
	コロンビア	720, 604, 161	6. 45
	ハンガリー	590, 040, 974	5. 28
	ロシア	561, 420, 863	5. 02
	ルーマニア	280, 703, 262	2. 51
	ペルー	192, 370, 635	1.72
	フィリピン	49, 710, 325	0.44
	チリ	8, 344, 617	0.07
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	_	498, 321, 635	4. 47
純資産総額		11, 173, 532, 063	100.00

<sup>(</sup>注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## ②投資資產

## (a) 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

a 計測	a 評価額上位 3 U 銘柄 平成28年7月29日現在								
					上段:	帳簿価額	利率 (%)	投資	
国/	銘 柄	種類	業種	券面総額		評 価 額	償還期限	比率	
地域	2μ II I	主次	八压	33 minority	単価(円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)	
南アフリ					785. 36	179, 062, 302	10. 500000	( /0 /	
カカ	10. 5 SOUTH AFRICA 261221	国債証券	_	22, 800, 000. 00	826. 5419	188, 451, 562	2026/12/21	1. 69	
- /-	10 (IN) BRAZIL	四貝皿分		22, 000, 000. 00	2, 554, 19	160, 914, 555	10. 000000	1.03	
ブラジル	NTN-F210101	国債証券		6, 300, 000. 00	2, 986. 7745	188, 166, 797	2021/01/01	1. 68	
コロンビ	NIN 1-210101	凶惧此分		0, 300, 000. 00	3. 66	148, 429, 105	10. 000000	1.00	
ア	10 TITULOS DE TES 240724	国債証券	_	4, 050, 000, 000. 00	3. 8989	157, 906, 320	2024/07/24	1.41	
	10 1110L03 DE 1E3 240724	凶惧此分		4, 050, 000, 000. 00	325. 65	155, 990, 106	3. 650000	1.41	
タイ	3.65 THAILAND 211217	国債証券		47, 900, 000. 00	328. 2990	157, 255, 225		1 41	
24	3. 03 HIATLAND ZIIZII	凶惧此分		41, 900, 000. 00		131, 606, 437	2021/12/17	1.41	
ブラジル	DDA711 LTN 100101	日佳訂光		C 400 000 00	2, 056. 35		2010/01/01	1 27	
1 1 2 12	BRAZIL-LTN 190101	国債証券		6, 400, 000. 00	2, 391. 9413	153, 084, 248	2019/01/01	1. 37	
h /	9 07E THATLAND 100C19	<b>司集訂坐</b>		47 000 000 00	321. 54	151, 123, 802	3. 875000	1 04	
タイ インドネ	3.875 THAILAND 190613	国債証券	_	47, 000, 000. 00	318. 3991	149, 647, 586	2019/06/13	1.34	
	0.075 137037014 040015			10 700 000 000 00	0.79	133, 288, 480	8. 375000	1 00	
シア	8. 375 INDONESIA 240315	国債証券		16, 700, 000, 000. 00	0. 8643	144, 353, 464	2024/03/15	1. 29	
_i - \i' \	10 (IN) BRAZIL			4 550 000 00	2, 398. 64	109, 138, 208	10.000000		
ブラジル	NTN-F230101	国債証券		4, 550, 000. 00	2, 928. 9015	133, 265, 019	2023/01/01	1. 19	
					378. 12	130, 075, 986	4. 875000		
タイ	4. 875 THAILAND 290622	国債証券		34, 400, 000. 00	382. 0950	131, 440, 710	2029/06/22	1. 18	
					701. 55	126, 279, 411	10.000000		
メキシコ	10 MEXICAN BONOS 241205	国債証券		18, 000, 000. 00	702. 2157	126, 398, 836	2024/12/05	1. 13	
コロンビ					3. 16	117, 014, 083	5.000000		
ア	5 TITULOS DE TESO 181121	国債証券		3, 700, 000, 000. 00	3. 2272	119, 408, 131	2018/11/21	1.07	
ルーマニ					2, 937. 15	117, 486, 117	5. 750000		
ア	5. 75 ROMANIA GOVE 200429	国債証券		4, 000, 000. 00	2, 926. 9059	117, 076, 237	2020/04/29	1.05	
					605.87	117, 539, 340	8.500000		
メキシコ	8. 5 MEXICAN BONOS 181213	国債証券	_	19, 400, 000. 00	590. 3805	114, 533, 828	2018/12/13	1.03	
					2, 208. 46	99, 380, 856	_		
ブラジル	BRAZIL-LTN 180701	国債証券		4, 500, 000. 00	2, 524. 9308	113, 621, 888	2018/07/01	1.02	
インドネ					0.81	104, 100, 077	8. 375000		
シア	8.375 INDONESIA 260915	国債証券		12, 830, 000, 000. 00	0.8806	112, 983, 032	2026/09/15	1.01	
インドネ					0.81	100, 481, 296	9. 000000		
シア	9 INDONESIA 290315	国債証券	_	12, 300, 000, 000. 00	0.9102	111, 959, 520	2029/03/15	1.00	
インドネ					0.76	93, 027, 704	8. 375000		
シア	8.375 INDONESIA 340315	国債証券		12, 100, 000, 000. 00	0.8684	105, 082, 208	2034/03/15	0.94	
南アフリ					635. 18	96, 547, 431	8. 750000		
力	8. 75 SOUTH AFRICA 480228	国債証券		15, 200, 000. 00	686. 2649	104, 312, 273	2048/02/28	0.93	
				, ,	576. 92	105, 000, 719	6. 500000		
メキシコ	6. 5 MEXICAN BONOS 210610	国債証券		18, 200, 000. 00	571. 6125	104, 033, 485	2021/06/10	0.93	
				, ,	2, 274. 30	80, 737, 905	10. 000000		
ブラジル	10 (IN)BRAZIL NTN 250101	国債証券	_	3, 550, 000. 00	2, 897. 1613	102, 849, 227	2025/01/01	0.92	
	(,			-, 200, 000.00	327. 17	98, 807, 193	3, 625000		
タイ	3.625 THAILAND 230616	国債証券		30, 200, 000. 00	332. 4969	100, 414, 084	2023/06/16	0.90	
	o, old minimus locate			00, 200, 000, 00	3, 320. 19	92, 965, 329	9. 400000	0.00	
トルコ	9. 4 TURKEY GOVT 200708	国債証券		2, 800, 000. 00	3, 463. 6777	96, 982, 977	2020/07/08	0.87	
1 /	0.1 10HHB1 00/1 200/00	一层地为		2,000,000.00	338. 99	94, 239, 332	3, 850000	0.01	
タイ	3.85 THAILAND 251212	国債証券	_	27, 800, 000. 00	343. 8888	95, 601, 105	2025/12/12	0.86	
タイ ポーラン	5.55 IIIIIIIIII BUILII	口尽此分		21, 300, 000.00	2, 833. 90	93, 518, 706	4. 000000	0.00	
ı k	4 POLAND 231025	国債証券		3, 300, 000. 00	2, 889. 3967	95, 350, 092	2023/10/25	0.85	
ポーラン	I TOLLING BOTOLO	一只此分		0, 000, 000.00	2, 684. 74	91, 281, 493	3, 250000	0.00	
ド	3. 25 POLAND 250725	国債証券	_	3, 400, 000. 00	2, 731. 9137	92, 885, 065	2025/07/25	0.83	
L 1'	0. 20 I OLIMD 200120	当识叫分		0, 400, 000.00	4, 101. 9101	J2, 000, 000	2020/01/20	0.00	

平成28年7月29日現在

							1 /4/400   1/10	
国/					上段:	帳簿価額	利率 (%)	投資
地域	銘 柄	種類	業種	券面総額	下段:	評 価 額	償還期限	比率
坦坝					単価(円)	金額 (円)	(年/月/日)	(%)
ポーラン					2, 546. 97	86, 597, 266	2.500000	
ド	2. 5 POLAND 260725	国債証券	_	3, 400, 000. 00	2, 557. 6095	86, 958, 723	2026/07/25	0.78
南アフリ					630. 12	80, 025, 664	8.000000	
力	8 SOUTH AFRICA 300131	国債証券		12, 700, 000. 00	675. 2095	85, 751, 609	2030/01/31	0.77
ポーラン					2, 565. 82	84, 672, 106	1.500000	
ド	1. 5 POLAND 200425	国債証券	_	3, 300, 000. 00	2, 596. 9471	85, 699, 255	2020/04/25	0.77
ハンガリ					44. 08	81, 999, 145	6.000000	
_	6 HUNGARY 231124	国債証券		186, 000, 000. 00	45. 8262	85, 236, 840	2023/11/24	0.76
					309. 76	84, 874, 517		
タイ	2.55 THAILAND 200626	国債証券	_	27, 400, 000. 00	309. 1660	84, 711, 484	2020/06/26	0.76

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成28年7月29日現在

種類/業種別	投資比率(%)
国債証券	95. 54
合 計	95. 54

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

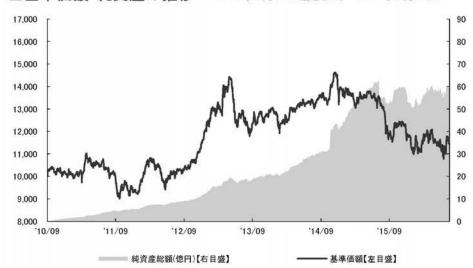
## (b) 投資不動産物件 該当事項はありません。

(c) その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。



2016年7月29日現在

#### ■基準価額・純資産の推移 2010年9月13日(設定日)~2016年7月29日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	11,426 円
純資産総額	58.3億円

## ■分配の推移

C	
2016 年 1月	0円
2015 年 1月	0円
2014 年 1月	0円
2013 年 1月	0円
2012 年 1月	0円
2011 年 1月	0円
設定来累計	0円
・分配全は1万円当たり 形	21前

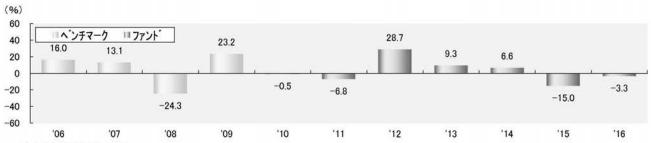
・分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

通貨別構成	比率		組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
インドネシアルピア	10.4%	1	10.5 SOUTH AFRICA 261221	国債	南アフリカ	1.7%
ポーランドズロチ	10.1%	2	10(IN)BRAZIL NTN-F210101	国債	ブラジル	1.7%
南アフリカランド	10.0%	3	10 TITULOS DE TES 240724	国債	コロンビア	1.4%
メキシコペソ	9.9%	4	3.65 THAILAND 211217	国債	タイ	1.4%
マレーシアリンギット	9.7%	5	BRAZIL-LTN 190101	国債	ブラジル	1.4%
ブラジルレアル	9.7%	6	3.875 THAILAND 190613	国債	タイ	1.3%
トルコリラ	9.5%	7	8.375 INDONESIA 240315	国債	インドネシア	1.3%
タイバーツ	7.9%	8	10(IN)BRAZIL NTN-F230101	国債	ブラジル	1.2%
その他	22.8%	9	4.875 THAILAND 290622	国債	タイ	1.2%
合計	100.0%	10	10 MEXICAN BONOS 241205	国債	メキシコ	1.1%

<sup>・</sup>各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- ・2010年は設定日から年末までの、2016年は年初から7月29日までの収益率を表示
- ・2009年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1 【申込(販売)手続等】

1 <u>【甲込(販元)</u>	丁//JL 寸 】
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
	ただし、以下の日は申込みができません。
	ニューヨーク証券取引所の休業日
	ニューヨークの銀行の休業日
	ロンドン証券取引所の休業日
	ロンドンの銀行の休業日
	その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
申込単位・	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
申込価額の	また、下記においてもご照会いただけます。
照会方法	三菱UFJ国際投信株式会社
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)
	なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
	eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
	取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
	なお、申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投
	資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)を選択する場合には、取
	得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約(販売会社によっては別の名称
	で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名
	称に読み替えます。)を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社に
	より異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
	取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所定
	の事務手続きが完了したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込み
	は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上
	記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販
	売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事
	情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍
	結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)によ
	る市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込みの受付を中
	止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2 【換金(解約)手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
	ただし、以下の日は解約の請求ができません。
	ニューヨーク証券取引所の休業日
	ニューヨークの銀行の休業日
	ロンドン証券取引所の休業日
	ロンドンの銀行の休業日
	その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額-信託財産留保額

信託財産	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
留保額	
解約価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
	三菱UFJ国際投信株式会社
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
	eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払いま
	す。
解約請求	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定
受付時間	の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、
	翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記よ
	り早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。
	詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他や
	むを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策
	変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、
	戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求
	の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。
	その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。
	ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の
	最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
	委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける
	場合があります。
	受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載また
	は記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の記	評価】
基準価額の	基準価額=信託財産の純資産総額・受益権総口数
算出方法	なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。
	(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除
	きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償
	却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいい
	ます。
	(主な評価方法)
	マザーファンド:計算日における基準価額で評価します。
	株式:原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されている
	ものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の
	最終相場)で評価します。
	公社債等:原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融
	商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの
	価額で評価します。
	外貨建資産:原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円
	換算します。
	外国為替予約取引:原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値に
	より評価します。

基準価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
<u>昇口頻度</u> 基準価額の 照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UF J 国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
	eMAXIS専用サイト http://emaxis.muam.jp/

## (2) 【保管】

- 2	<u> </u>	
	受益証券の	該当事項はありません。
	保管	

## (3) 【信託期間】

信託期間	平成22年9月13日から無期限	
	ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあ	
	ります。	

## (4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了
	日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし
	ます。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】	
ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 (任意償還)・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき
	このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合(変更にあっては、そ
償還等に	の変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益
関する	者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款
開示方法	変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」と
	いいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任
	意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、
	受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じ
	て、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使し
	ないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使
	することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力
	は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
	併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うこ
	とはできません。
反対者の	委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反
買取請求権	対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い
	取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権
	についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に
	基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合に
	は適用しません。
関係法人との	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期
契約の更改	間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意
	思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則とし
	て受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等が
T = 2 A LI =	あった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契
事業の譲渡	約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全
および承継に	部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承
伴う取扱い	継させることがあります。
受託会社の	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社
辞任および	がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある
解任に伴う	ときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができま
取扱い	す。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、
	信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によってによりないません。
	て行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新
户·3/ ★ 3/4 An TH	受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀
の再信託	行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀   伝統式会社は、更信託に係る初約書籍に基づいて正字の事務な行います。
八件	行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに  掲載します。
	拘取しより。   http://www.am.mufg.jp/
	nttp.//www.am.murg.jp/  なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じ
	た場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
対する請求権	「分配金受取りコース(一般コース)」
	・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
	・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき
	は、その権利を失います。
	「分配金再投資コース(累積投資コース)」
	・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、
	累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口
	座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
対する請求権	・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日ま
	でに支払いを開始します。
	・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求
	しないときは、その権利を失います。
換金 (解約)	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。
請求権	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
	(「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

## 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成27年1月27日から平成28年1月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月2日

三菱UFJ国際投信株式会社 取締役会御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会 業務執行社員 必

划

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計 大多图



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているeMAXIS新興国債券インデックスの平成27年1月27日から平成28年1月26日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS 新興国債券インデックスの平成28年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UF J 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 【財務諸表】 【 e MAXIS 新興国債券インデックス】 (1) 【貸借対照表】

【具旧八派仪】	第 5 期	第 6 期
	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18, 721, 740	30, 645, 876
親投資信託受益証券	4, 583, 342, 434	5, 096, 996, 729
未収利息	29	50
流動資産合計	4, 602, 064, 203	5, 127, 642, 655
資産合計	4, 602, 064, 203	5, 127, 642, 655
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6, 376, 879	11, 840, 936
未払受託者報酬	1, 166, 981	1, 802, 135
未払委託者報酬	10, 502, 812	16, 219, 194
その他未払費用	69, 955	108, 067
流動負債合計	18, 116, 627	29, 970, 332
負債合計	18, 116, 627	29, 970, 332
純資産の部		
元本等		
元本	<b>※</b> 1 3, 312, 170, 959	4, 569, 904, 663
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1, 271, 776, 617	527, 767, 660
(分配準備積立金)	(338, 755, 337)	(530, 479, 084)
元本等合計	4, 583, 947, 576	5, 097, 672, 323
純資産合計	4, 583, 947, 576	5, 097, 672, 323
負債純資産合計	4, 602, 064, 203	5, 127, 642, 655

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	<i>k</i> /- = ++0	// c #11
	第5期	第6期
	自 平成26年 1月28日	自 平成27年 1月27日
	至 平成27年 1月26日	至 平成28年 1月26日
	金 額 (円)	金 額(円)
営業収益		
受取利息	8, 762	14, 126
有価証券売買等損益	332, 954, 096	$\triangle 1, 102, 628, 820$
営業収益合計	332, 962, 858	$\triangle 1, 102, 614, 694$
営業費用		
受託者報酬	1, 949, 699	3, 575, 944
委託者報酬	17, 547, 211	32, 183, 422
その他費用	116, 863	214, 435
営業費用合計	19, 613, 773	35, 973, 801
営業利益又は営業損失(△)	313, 349, 085	$\triangle 1, 138, 588, 495$
経常利益又は経常損失 (△)	313, 349, 085	△1, 138, 588, 495
当期純利益又は当期純損失 (△)	313, 349, 085	$\triangle 1, 138, 588, 495$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は		
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	62, 602, 416	$\triangle 160, 705, 452$
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	372, 325, 256	1, 271, 776, 617
剰余金増加額又は欠損金減少額	851, 700, 285	970, 739, 336
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	851, 700, 285	970, 739, 336
剰余金減少額又は欠損金増加額	202, 995, 593	736, 865, 250
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損	, ,	, ,
金増加額	202, 995, 593	736, 865, 250
分配金 ※1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ,
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1, 271, 776, 617	527, 767, 660

#### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、	基準価額で評
	価しております。	

#### (貸借対照表に関する注記)

TO A				
	第 5 期	第 6 期		
	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]		
※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1, 653, 220, 155円 2, 426, 137, 312円 767, 186, 508円	3, 312, 170, 959円 3, 312, 941, 301円 2, 055, 207, 597円		
2 受益権の総数	3, 312, 170, 959 □	4, 569, 904, 663 □		
3 1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 3840円 (13, 840円)	1. 1155円 (11, 155円)		

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期 (自 平成26年1月28日 至 平成27年1月26日) ※1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	186, 055, 563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	949, 353, 927円
分配準備積立金額	D	152, 699, 774円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 288, 109, 264円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 312, 170, 959 □
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,889円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	+

#### 第 6 期(自 平成27年1月27日 至 平成28年1月26日)

#### ※1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	313, 750, 426円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	1, 588, 806, 441円
分配準備積立金額	D	216, 728, 658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2, 119, 285, 525円
当ファンドの期末残存口数	F	4, 569, 904, 663 □
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,637円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

#### (金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

	第 5 期	第 6 期
区 分	( 自 平成26年 1月28日	( 自 平成27年 1月27日
	至 平成27年 1月26日 )	至 平成28年 1月26日 )
1 金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	同左
方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定め	
	る証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への	
	投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づ	
	き行っております。	
	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資してお	同左
10 1 == 114 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ります。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リ	
ク	スク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リス クに晒されております。	
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替	同左
	<ul><li>税役員に記文益証券は、ア員の依備のために満省</li><li>予約取引を利用しております。当該デリバティブ取</li></ul>	N /L
	引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用	
	リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に	
	外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動による	
	リスクは限定的であります。	
	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取	同左
	引の時価等に関する事項についての契約額等は、あ	
	くまでもデリバティブ取引における名目的な契約額	
	または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデ	
	リバティブ取引のリスクの大きさを示すものではあ	
	りません。	

	第 5 期	第 6 期
区 分	( 自 平成26年 1月28日	( 自 平成27年 1月27日
	至 平成27年 1月26日 )	至 平成28年 1月26日 )
3 金融商品に係るリスク	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロ	同左
管理体制	ールするため、委託会社では、運用部門において、	
	ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつ	
	つ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で	
	運用を行っております。	
	また、運用部門から独立した管理担当部署により	
	リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行	
	っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運	
	用部門にフィードバックされます。	

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

	では 自由 かい 回 子 に 因 ) の 事 次					
	区 分	第 5 期 「 平成27年1月26日現在 ]		第 6 期 「 平成28年1月26日現在 ]		
		[ 平成27年1月20日現任 ]		[ 平成28年1月20日現任 ]		
	1 貸借対照表計上額、時価 及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同	左		
2	2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同	左		
		デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同	左		
		上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。		左		
;	3 金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同	左		

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 5 期	第 6 期	
	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	323, 761, 348	$\triangle 1,004,604,444$	
合計	323, 761, 348	△1, 004, 604, 444	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評 価 額	備考
親投資信託受益証券	新興国債券インデックスマザーファンド	4, 426, 397, 507	5, 096, 996, 729	
	親投資信託受益証券 小計	4, 426, 397, 507	5, 096, 996, 729	
合計		4, 426, 397, 507	5, 096, 996, 729	

#### 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

#### <参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。 貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

#### (1) 貸借対照表

貝旧对照衣	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	345, 866, 445	232, 448, 504
コール・ローン	28, 130, 602	48, 723, 330
国債証券	7, 358, 113, 921	9, 460, 517, 527
派生商品評価勘定	86,000	_
未収利息	92, 959, 905	136, 351, 279
前払費用	28, 473, 732	18, 394, 215
流動資産合計	7, 853, 630, 605	9, 896, 434, 855
資産合計	7, 853, 630, 605	9, 896, 434, 855
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	92, 570	152, 910
未払金	111, 053, 950	19, 522, 314
未払解約金	116, 955	15, 447, 433
流動負債合計	111, 263, 475	35, 122, 657
負債合計	111, 263, 475	35, 122, 657
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	5, 451, 142, 583	8, 564, 024, 345
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	2, 291, 224, 547	1, 297, 287, 853
元本等合計	7, 742, 367, 130	9, 861, 312, 198
純資産合計	7, 742, 367, 130	9, 861, 312, 198
負債純資産合計	7, 853, 630, 605	9, 896, 434, 855

<sup>(</sup>注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年1月27日から翌年1月26日までであります。

#### (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する
	理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
方法	
3 その他財務諸表作成のための基本と	外貨建資産等の会計処理
なる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理して
	おります。

#### (貸借対照表に関する注記)

旧列思衣に関する任記		
	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]
	B _ Z	
※1 期首	平成26年1月28日	平成27年1月27日
期首元本額	2, 752, 156, 629円	5, 451, 142, 583円
期首からの追加設定元本額	3,011,729,534円	4, 580, 062, 637円
期首からの一部解約元本額	312, 743, 580円	1, 467, 180, 875円
元本の内訳*		
eMAXIS バランス(8資産均等型)	859, 718, 489円	1, 730, 806, 829円
eMAXIS バランス(波乗り型)	274, 482, 825円	365, 846, 277円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	33, 952, 397円	198, 944, 668円
コアバランス	999, 974円	681,024円
e MAXIS 新興国債券インデックス	3, 227, 024, 174円	4, 426, 397, 507円
三菱UFJ DC新興国債券インデックスファンド	858, 845, 660円	1, 434, 216, 167円
新興国債券インデックスオープン	91, 144, 870円	934, 480円
新興国債券インデックスファンド (ラップ向け)	_	168, 879, 662円
三菱UF I グローバル型バランスファンド50VA(適	37, 931, 320円	30, 527, 848円
格機関投資家限定)		, , ,
三菱UF J 新興国債券ファンドVA (適格機関投資家限	67, 042, 874円	46, 123, 613円
定)	, , , , ,	, , ,
アドバンスト・バランス I (FOF s 用) (適格機関投	_	69, 400, 009円
資家限定)		, , ,
アドバンスト・バランスⅡ (FOFs用) (適格機関投	_	91, 266, 261円
資家限定)		, , ,
(合 計)	5, 451, 142, 583円	8, 564, 024, 345円
2 受益権の総数	5, 451, 142, 583 □	8, 564, 024, 345 □
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , ===
3 1口当たり純資産額	1. 4203円	1. 1515円
(1万口当たり純資産額)	(14, 203円)	(11,515円)
・ルキャロがたことでいるようがよりをしたし、トラランははかたことが		, , = = 1 4/

<sup>\*</sup> 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

	区分	( 自 平成26年 1月28日		(	自	平成27年	1月27日	
	E 33	至 平成27年 1月26日 )			至	平成28年	1月26日	)
1	金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	同	左				
	方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定め						
		る証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への						
		投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づ						
		き行っております。						
2	金融商品の内容及び当	当ファンドは、公社債等に投資しております。当	同	左				
	該金融商品に係るリス	該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市						
	ク	場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒され						
		ております。						
		デリバティブ取引については、当ファンドに投資	同	左				
		する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)						
		に記載しております。						
3	金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金	同	左				
	管理体制	融商品に関する注記)に記載しております。						

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

	立即回回 かい 回子に対する	7 7 7		
	区 分	[ 平成27年1月26日現在 ]		[ 平成28年1月26日現在 ]
1	貸借対照表計上額、時価	時価で計上しているためその差額はありません。	口	左
	及びその差額			
2	時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事	同	左
		項に関する注記)に記載しております。		
		デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関す	司	左
		る注記)に記載しております。		
		上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期	司	左
		間で決済され、時価は帳簿価額と近似していること		
		から、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま		
		す。		
3	金融商品の時価等に関	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金	司	左
	する事項についての補	融商品に関する注記)に記載しております。		
	足説明			

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	[ 平成27年1月26日現在 ]	[ 平成28年1月26日現在 ]
種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	257, 800, 881	△424, 927, 554
合計	257, 800, 881	$\triangle 424, 927, 554$

<sup>(</sup>注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

-	1月生						
			[ 平成27年1月26日現在 ]				
	区 分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評 価 損 益	
				うち1年超	(円)	(円)	
	市場取引以外の取引	為替予約取引					
		買建					
		アメリカドル	11, 852, 650		11, 766, 000	△86, 650	
		インドネシアルピア	9, 414, 000		9, 500, 000	86,000	
		ポーランドズロチ	25, 029, 920		25, 024, 000	△5, 920	
		合 計	46, 296, 570	_	46, 290, 000	$\triangle 6,570$	

[ 平成28年1月26日現在 ]					
区 分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	メキシコペソ	15, 861, 750	_	15, 850, 000	$\triangle 11,750$
	ポーランドズロチ	11, 489, 560	_	11, 436, 000	△53, 560
	南アフリカランド	7, 217, 600		7, 130, 000	△87, 600
	合 計	34, 568, 910		34, 416, 000	△152, 910

#### (注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
  - ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (3) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

			(十	世. 门/
通貨	T		評価額	備考
種 類	銘 柄	33 EEE/18-18X	H.I. Bred HV	DID 3
マレーシアリ	ンギット			
国債証券	3.26 MALAYSIAGOVT 180301	1, 400, 000. 00	1, 401, 498. 00	
	3.314 MALAYSIA 171031	1, 700, 000. 00	1, 716, 524. 00	
	3.394 MALAYSIAGOV 170315	1, 200, 000. 00	1, 209, 636. 00	
	3.418MALAYSIAGOVT 220815	1, 100, 000. 00	1, 074, 513. 00	
	3.48 MALAYSIAGOVT 230315	1, 500, 000. 00	1, 459, 110. 00	
	3.492 MALAYSIAGOV 200331	1, 400, 000. 00	1, 400, 518. 00	
	3.58 MALAYSIAGOVT 180928	1, 600, 000. 00	1, 614, 880. 00	
	3.654 MALAYSIAGOV 191031	1, 500, 000. 00	1, 513, 680. 00	
	3.659 MALAYSIAGOV 201015	1, 600, 000. 00	1, 621, 072. 00	
	3.733 MALAYSIAGO 280615	900, 000. 00	850, 644. 00	
	3.795 MALAYSIAGOV 220930	1, 300, 000. 00	1, 304, 342. 00	
	3.844 MALAYSIAGOV 330415	700, 000. 00	637, 266. 00	
	3.889 MALAYSIAGO 200731	1, 200, 000. 00	1, 218, 540. 00	
	3.892 MALAYSIAGOV 270315	600, 000. 00	581, 448. 00	

通貨		<del> </del>	(単位:
通 <u>貨</u> 種類	銘 柄	券面総額	評価額 備
1里 块	3. 955 MALAYSIAGOV 250915	2,000,000.00	1, 992, 180. 00
	4. 012 MALAYSIAGOV 170915	1, 600, 000. 00	1, 632, 304. 00
	4. 048 MALAYSIA 210930	2, 420, 000. 00	2, 461, 164. 20
	4. 127 MALAYSIA 320415	800, 000. 00	758, 984. 00
	4.16 MALAYSIAGOVT 210715	1, 400, 000. 00	1, 432, 480. 00
	4.181 MALAYSIAGOV 240715	1, 300, 000. 00	1, 318, 122. 00
	4.24 MALAYSIAGOVT 180207	1, 500, 000. 00	1, 532, 040. 00
	4.378MALAYSIAGOVT 191129	2, 500, 000. 00	2, 585, 075. 00
	4.392 MALAYSIAGOV 260415	1, 300, 000. 00	1, 314, 573. 00
	4.498 MALAYSIAGOV 300415	1, 800, 000. 00	1, 835, 946. 00
	5. 734MALAYSIAGOVT 190730	800, 000. 00	861, 760. 00
	国債証券 小 計	35, 120, 000. 00	35, 328, 299. 20 (974, 001, 208)
			35, 328, 299. 20
マレーシア! タイバーツ	リンギット 小 計	35, 120, 000. 00	(974, 001, 208)
国債証券	2.55 THAILAND 200626	17, 400, 000. 00	17, 964, 282. 00
	2. 8 THAILAND 171010	10, 000, 000. 00	10, 219, 000. 00
	3. 25 THAILAND 170616	28, 900, 000. 00	29, 640, 707. 00
	3. 45 THAILAND 190308	11, 700, 000. 00	12, 355, 317. 00
	3.58 THAILAND 271217	9, 500, 000. 00	10, 415, 040. 00
	3.625 THAILAND 230616	28, 200, 000. 00	30, 769, 866. 00
	3.65 THAILAND 211217	45, 900, 000. 00	49, 935, 069. 00
	3.85 THAILAND 251212	19, 500, 000. 00	21, 867, 300. 00
	3.875 THAILAND 190613	40, 900, 000. 00	43, 985, 087. 00
	4.75 THAILAND 241220	8, 300, 000. 00	9, 791, 510. 00
	4.875 THAILAND 290622	27, 100, 000. 00	33, 780, 963. 00
	5. 125 THAILAND 180313	12, 400, 000. 00	13, 335, 456. 00
	国債証券 小 計	259, 800, 000. 00	284, 059, 597. 00 (931, 715, 478)
			284, 059, 597. 00
タイバーツ	小 計	259, 800, 000. 00	(931, 715, 478)
フィリピン	ペソ		
国債証券	4.95 PHILIPPI (GL) 210115	5, 000, 000. 00	5, 133, 930. 00
	6.25 PHILIPPI (GL) 360114	10, 000, 000. 00	11, 092, 020. 00
	国債証券 小 計	15, 000, 000. 00	16, 225, 950. 00 (39, 915, 837)
	国頂毗分 7、日	13, 000, 000. 00	16, 225, 950. 00
フィリピング		15, 000, 000. 00	(39, 915, 837)
インドネシア		1,000,000,000,00	1, 025, 030, 000. 00
国債証券	10 INDONESIA 170715 10.5 INDONESIA 300815	3, 550, 000, 000. 00	4, 022, 043, 500. 00
	11 INDONESIA 201115	2, 200, 000, 000. 00	2, 416, 304, 000. 00
	11 INDONESIA 250915	3, 450, 000, 000. 00	3, 960, 220, 500, 00
	12. 8 INDONESIA 210615	2, 590, 000, 000. 00	3, 062, 234, 700. 00
	5. 25 INDONESIA 180515	1, 550, 000, 000. 00	1, 450, 986, 000. 00
	5. 625 INDONESIA 230515	4, 800, 000, 000. 00	4, 026, 864, 000. 00
	6. 125 INDONESIA 280515	5, 050, 000, 000. 00	4, 041, 515, 000. 00
	6.25 INDONESIA 170415	1, 200, 000, 000. 00	1, 174, 068, 000. 00
	6. 625 INDONESIA 330515	7, 300, 000, 000. 00	5, 868, 616, 000. 00
	7 INDONESIA 220515	5, 650, 000, 000. 00	5, 226, 984, 500. 00
	7 INDONESIA 270515	4, 050, 000, 000. 00	3, 558, 694, 500. 00
	7.875 INDONESIA 190415	7, 000, 000, 000. 00	6, 906, 340, 000. 00
	8. 25 INDONESIA 210715	5, 600, 000, 000. 00	5, 572, 952, 000. 00
	8.25 INDONESIA 320615	7, 000, 000, 000. 00	6, 633, 760, 000. 00
	8.375 INDONESIA 240315	17, 200, 000, 000. 00	17, 084, 244, 000. 00
	8.375 INDONESIA 260915	6, 330, 000, 000. 00	6, 317, 909, 700. 00
	8. 375 INDONESIA 340315	12, 100, 000, 000. 00	11, 628, 463, 000. 00
	9 INDONESIA 290315	11, 600, 000, 000. 00	11, 763, 212, 000. 00
	9.5 INDONESIA 310715	3, 150, 000, 000. 00	3, 319, 060, 500. 00
	国債証券 小 計	112, 370, 000, 000. 00	109, 059, 501, 900. 00 (927, 005, 766)
ーーーー インドネシ <sup>ー</sup>	アルピア 小 計	112, 370, 000, 000. 00	109, 059, 501, 900. 00 (927, 005, 766)
メキシコペン		112, 010, 000, 000. 00	(021, 000, 100)
国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	14, 300, 000. 00	18, 185, 310. 00
	10 MEXICAN BONOS 361120	3, 500, 000. 00	4, 676, 315. 00
	4.75 MEXICAN BONO 180614	10, 700, 000. 00	10, 775, 435. 00
	5 MEXICAN BONOS 170615	4, 900, 000. 00	4, 978, 547. 00

`Z 4E		T	(単位:
通貨	74 td	券面総額	評価額備
種類	銘 柄	5 500 000 00	5 475 415 00
	5 MEXICAN BONOS 191211	5, 500, 000. 00	5, 475, 415. 00
	5. 75 MEXICAN BONO 260305	1, 200, 000. 00	1, 155, 012. 00
	6.5 MEXICAN BONOS 210610	10, 500, 000. 00	10, 976, 700. 00
	6.5 MEXICAN BONOS 220609	6, 800, 000. 00	7, 072, 612. 00
	7.5 MEXICAN BONOS 270603	4, 700, 000. 00	5, 118, 441. 00
	7.75 MEXICAN BONO 171214	12, 200, 000. 00	13, 055, 952. 00
	7.75 MEXICAN BONO 310529	7, 500, 000. 00	8, 215, 125. 00
	7.75 MEXICAN BONO 341123	4, 500, 000. 00	4, 903, 740. 00
	7.75 MEXICAN BONO 421113	8, 200, 000. 00	8, 920, 042. 00
	8 MEXICAN BONOS 200611	7, 000, 000. 00	7, 757, 680. 00
	8 MEXICAN BONOS 231207	5, 900, 000. 00	6, 644, 698. 00
	8.5 MEXICAN BONOS 181213	14, 100, 000. 00	15, 539, 328. 00
	8.5 MEXICAN BONOS 290531	6, 400, 000. 00	7, 476, 928. 00
	8.5 MEXICAN BONOS 381118	6, 000, 000. 00	7, 039, 740. 00
	ove manifold bolice cellic	5, 555, 555, 55	147, 967, 020. 00
	国債証券 小 計	133, 900, 000. 00	(939, 590, 577)
	四顶血分 7. 印	133, 300, 000. 00	147, 967, 020. 00
メキシコペ	ソル卦	133 000 000 00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		133, 900, 000. 00	(939, 590, 577)
ブラジルレ		200 200 20	000 100 10
国債証券		900, 000. 00	828, 422. 10
	10 (IN)BRAZIL NTN 190101	1, 700, 000. 00	1, 484, 083. 00
	10 (IN)BRAZIL NTN 250101	4, 850, 000. 00	3, 468, 943. 10
	10(IN)BRAZIL NTN-F210101	7, 400, 000. 00	5, 966, 353. 60
	10(IN)BRAZIL NTN-F230101	4, 650, 000. 00	3, 507, 160. 20
	BRAZIL-LTN 170701	3, 600, 000. 00	2, 937, 466. 80
	BRAZIL-LTN 171001	2, 600, 000. 00	2, 037, 321. 00
	BRAZIL-LTN 180101	3, 750, 000. 00	2, 831, 996. 25
	BRAZIL-LTN 180701	4, 500, 000. 00	3, 137, 022. 00
	BRAZIL-LTN 190101	6, 100, 000. 00	3, 927, 265. 40
	BRAZIL-LTN 190701	3, 700, 000. 00	2, 203, 431. 40
	DRAZIL LIN 190101	3, 700, 000. 00	32, 329, 464. 85
	国債証券 小 計	42 750 000 00	
	国俱证券 小 訂	43, 750, 000. 00	(933, 998, 239)
	7, 1, 31	40.750.000.00	32, 329, 464. 85
ブラジルレ	アル 小 計	43, 750, 000. 00	(933, 998, 239)
チリペソ			
国債証券	5. 5 CHILE (GL) 200805	50, 000, 000. 00	51, 222, 500. 00
			51, 222, 500. 00
	国債証券 小 計	50, 000, 000. 00	(8, 395, 367)
			51, 222, 500. 00
チリペソ 小		50, 000, 000. 00	(8, 395, 367)
コロンビア・	ペソ		
国債証券	10 TITULOS DE TES 240724	1, 950, 000, 000. 00	2, 093, 110, 500. 00
	11 TITULOS DE TES 200724	600, 000, 000. 00	661, 878, 000. 00
	4. 375 COLOMBI (GL) 230321	1,680,000,000.00	1, 382, 640, 000, 00
	5 TITULOS DE TESO 181121	3, 700, 000, 000. 00	3, 472, 228, 000. 00
	6 TITULOS DE TESO 280428	1, 550, 000, 000. 00	1, 171, 707, 000. 00
	7 TITULOS DE TESO 190911	550, 000, 000. 00	533, 841, 000. 00
	7 TITULOS DE TESO 190911 7 TITULOS DE TESO 220504	1, 400, 000, 000. 00	1, 290, 394, 000. 00
	7.5 TITULOS DE TESO 220304 7.5 TITULOS DE TE 260826	600, 000, 000. 00	534, 294, 000. 00
	7. 75 COLOMBI (GL) 210414	1, 310, 000, 000. 00	1, 323, 100, 000. 00
	7. 75 TITULOS DE T 300918	1, 750, 000, 000. 00	1, 504, 422, 500. 00
	9.85 COLOMBI (GL) 270628	1, 290, 000, 000. 00	1, 448, 670, 000. 00
			15, 416, 285, 000. 00
	国債証券 小 計	16, 380, 000, 000. 00	(536, 486, 718)
			15, 416, 285, 000. 00
	ペソ 小 計	16, 380, 000, 000. 00	(536, 486, 718)
	フォリント		
国債証券	2.5 HUNGARY 180622	109, 000, 000. 00	110, 679, 690. 00
	3.5 HUNGARY 200624	163, 000, 000. 00	170, 467, 030. 00
	4 HUNGARY 180425	149, 000, 000. 00	156, 403, 810. 00
	5. 5 HUNGARY 181220	103, 000, 000. 00	113, 332, 960. 00
	5. 5 HUNGARY 250624	157, 000, 000. 00	183, 313, 200. 00
	6 HUNGARY 231124	173, 000, 000. 00	205, 321, 590. 00
			' '
	6. 5 HUNGARY 190624	184, 800, 000. 00	210, 705, 264. 00
	6. 75 HUNGARY 170224	60, 000, 000. 00	63, 624, 000. 00
			100 107 200 00
	6. 75 HUNGARY 171124	110, 000, 000. 00	120, 167, 300. 00
	6.75 HUNGARY 171124 7 HUNGARY 220624 7.5 HUNGARY 201112	110, 000, 000, 00 182, 500, 000, 00 151, 000, 000, 00	224, 066, 200. 00 184, 458, 580. 00

通貨				位:円)
種類	銘 柄	<del></del>	評価額	備考
	国債証券 小 計	1, 542, 300, 000. 00	1, 742, 539, 624. 00 (715, 486, 769)	
			1, 742, 539, 624. 00	
	フォリント 小 計	1, 542, 300, 000. 00	(715, 486, 769)	
ペルーヌエボ 国債証券		200,000,00	267 062 00	
国頂証券	5. 2 PERU 230912 5. 7 PERU 240812	300, 000. 00 1, 000, 000. 00	267, 063. 00 903, 020. 00	
	6. 9 PERU 370812	600, 000. 00	534, 516. 00	
	6. 95 PERU 310812	1, 400, 000. 00	1, 290, 842. 00	
	7. 84 PERU 200812	750, 000. 00	788, 902. 50	
	8. 2 PERU 260812	900, 000. 00	949, 185. 00	
	国債証券 小 計	4, 950, 000. 00	4, 733, 528. 50 (161, 413, 321)	
ペルーヌエボ	ジンル 小 計	4, 950, 000. 00	4, 733, 528. 50 (161, 413, 321)	
ポーランドズ				
国債証券	1.5 POLAND 200425	3, 300, 000. 00	3, 196, 380. 00	
	2 POLAND 210425	1, 100, 000. 00	1, 070, 971. 00	
	2. 5 POLAND 180725	2, 900, 000. 00	2, 958, 725. 00	
	3. 25 POLAND 190725	3, 300, 000. 00	3, 440, 910. 00	
	3. 25 POLAND 250725	3, 800, 000. 00	3, 833, 630. 00	
	3. 75 POLAND 180425	1, 800, 000. 00	1, 885, 050. 00	
	4 POLAND 231025	3, 300, 000. 00	3, 530, 340. 00	
	4. 75 POLAND 170425	1, 700, 000. 00	1, 768, 935. 00	
	5. 25 POLAND 171025 5. 25 POLAND 201025	3, 300, 000. 00	3, 509, 880. 00	
		2, 600, 000. 00	2, 935, 400. 00	
	5. 5 POLAND 191025 5. 75 POLAND 211025	2, 400, 000. 00 2, 200, 000. 00	2, 698, 440. 00 2, 567, 290. 00	
	5. 75 POLAND 211025 5. 75 POLAND 220923	3, 200, 000. 00	3, 775, 680. 00	
	POLAND 170725	1, 300, 000. 00	1, 272, 050. 00	
	100/100 110120	1, 300, 000. 00	38, 443, 681. 00	
	国債証券 小 計	36, 200, 000. 00	(1, 099, 489, 276)	
	- O. S.		38, 443, 681. 00	
ポーランドズ	ロチ 小 計	36, 200, 000. 00	(1, 099, 489, 276)	
南アフリカラ	ンド			
国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	19, 400, 000. 00	20, 525, 976. 00	
	6. 25 SOUTH AFRICA 360331	11, 700, 000. 00	7, 836, 777. 00	
	6. 5 SOUTH AFRICA 410228	10, 500, 000. 00	6, 987, 435. 00	
	6. 75 SOUTH AFRICA 210331	9, 000, 000. 00	8, 072, 550. 00	
	7 SOUTH AFRICA 310228	12, 000, 000. 00	9, 220, 560. 00	
	7. 25 SOUTH AFRICA 200115	9, 300, 000. 00	8, 729, 352. 00	
	7.75 SOUTH AFRICA 230228 8 SOUTH AFRICA 181221	6, 500, 000. 00 7, 500, 000. 00	5, 927, 870. 00 7, 335, 450. 00	
	8 SOUTH AFRICA 300131	12, 100, 000. 00	10, 309, 200. 00	
	8. 25 SOUTH AFRICA 170915	7, 500, 000. 00	7, 481, 850. 00	
	8. 25 SOUTH AFRICA 320331	7, 600, 000. 00	6, 491, 160. 00	
	8. 5 SOUTH AFRICA 370131	8, 900, 000. 00	7, 579, 507. 00	
	8. 75 SOUTH AFRICA 480228	12, 700, 000. 00	10, 883, 265. 00	
	国債証券 小 計	134, 700, 000. 00	117, 380, 952. 00 (838, 099, 997)	
南アフリカラ		134, 700, 000. 00	117, 380, 952. 00 (838, 099, 997)	
ロシアループ				
国債証券	6. 2 RUSSIA GOVT 180131	14, 000, 000. 00	12, 954, 340. 00	
	6. 4 RUSSIA OFZ 200527	22, 000, 000. 00	18, 965, 760. 00	
	6. 7 RUSSIA GOVT B 190515	32, 500, 000. 00	29, 179, 800. 00	
	6.8 RUSSIA GOVT 191211 7 RUSSIA GOVT 230125	18, 000, 000. 00 21, 000, 000. 00	15, 963, 120. 00	
	7 RUSSIA GOVI 230125 7 RUSSIA GOVT BON 230816	36, 600, 000. 00	17, 539, 620. 00 30, 266, 736. 00	
	7. 05 RUSSIA GOVT 280119	36, 300, 000. 00	28, 328, 157. 00	
	7. 4 RUSSIA GOVT 170419	17, 000, 000. 00	16, 435, 940. 00	
	7. 4 RUSSIA GOVT 170419  7. 4 RUSSIA GOVT 170614	16, 000, 000. 00	15, 408, 640. 00	
	7. 5 RUSSIA GOVT 180315	4, 000, 000. 00	3, 783, 760. 00	
	7. 5 RUSSIA GOVT 190227	16, 500, 000. 00	15, 241, 710. 00	
	7. 6 RUSSIA GOVT 210414	23, 000, 000. 00	20, 444, 240. 00	
	7. 6 RUSSIA GOVT 220720	21, 000, 000. 00	18, 273, 990. 00	
	7.85 RUSSIA (GL) 180310	35, 000, 000. 00	33, 302, 500. 00	
	8. 15 RUSSIA GOVT 270203	26, 000, 000. 00	22, 362, 600. 00	

通 貨		Mr		/# -   1/	
種類	銘 柄	<del>-</del> 券面総額	評価額	備考	
			298, 450, 913. 00		
	国債証券 小 計	338, 900, 000. 00	(441, 707, 351)		
			298, 450, 913. 00		
ロシアルーブル	ル 小 計	338, 900, 000. 00 (441, 707, 351)			
トルコリラ					
国債証券	10. 4 TURKEY GOVT 190327	1, 100, 000. 00	1, 086, 426. 00		
	10.4 TURKEY GOVT 240320	1, 000, 000. 00	974, 890. 00		
	10.5 TURKEY GOVT 200115	1, 400, 000. 00	1, 390, 102. 00		
	6.3 TURKEY GOVT 180214	1, 400, 000. 00	1, 284, 332. 00		
	7.1 TURKEY GOVT 230308	2, 000, 000. 00	1, 635, 280. 00		
	7.4 TURKEY GOVT 200205	1, 600, 000. 00	1, 425, 024. 00		
	8 TURKEY GOVT 250312	2, 200, 000. 00	1, 848, 264. 00		
	8.3 TURKEY GOVT 180620	1, 600, 000. 00	1, 514, 448. 00		
	8.5 TURKEY GOVT 190710	2, 000, 000. 00	1, 865, 600. 00		
	8.5 TURKEY GOVT 220914	1, 400, 000. 00	1, 249, 836. 00		
	8.8 TURKEY GOVT 181114	1, 600, 000. 00	1, 520, 768. 00		
	8.8 TURKEY GOVT 230927	1, 800, 000. 00	1, 611, 234. 00		
	9 TURKEY GOVT 170308	1, 700, 000. 00	1, 665, 541. 00		
	9 TURKEY GOVT 240724	1, 700, 000. 00	1, 538, 143. 00		
	9.4 TURKEY GOVT 200708	1, 400, 000. 00	1, 331, 708. 00		
	9.5 TURKEY GOVT 220112	1, 500, 000. 00	1, 414, 200. 00		
			23, 355, 796. 00		
	国債証券 小 計	25, 400, 000. 00	(913, 211, 623)		
			23, 355, 796. 00		
トルコリラ 小	計	25, 400, 000. 00	(913, 211, 623)		
			9, 460, 517, 527		
	合 計	_	(9, 460, 517, 527)		

- (注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘	柄	数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
マレーシアリンギット	国債証券		25銘柄	100.00%	10. 30%
タイバーツ	国債証券		12銘柄	100.00%	9.85%
フィリピンペソ	国債証券		2銘柄	100.00%	0.42%
インドネシアルピア	国債証券		20銘柄	100.00%	9.80%
メキシコペソ	国債証券		18銘柄	100.00%	9.93%
ブラジルレアル	国債証券		11銘柄	100.00%	9.87%
チリペソ	国債証券		1銘柄	100.00%	0.09%
コロンビアペソ	国債証券		11銘柄	100.00%	5. 67%
ハンガリーフォリント	国債証券		11銘柄	100.00%	7. 56%
ペルーヌエボソル	国債証券		6銘柄	100.00%	1.71%
ポーランドズロチ	国債証券		14銘柄	100.00%	11.62%
南アフリカランド	国債証券		13銘柄	100.00%	8.86%
ロシアルーブル	国債証券		15銘柄	100.00%	4. 67%
トルコリラ	国債証券		16銘柄	100.00%	9.65%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 【中間財務諸表】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成28年1月27日から平成28年7月26日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

### 独立監査人の中間監査報告書

平成28年8月31日

三菱UF J国際投信株式会社 取締役会御中

#### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員 点



指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

大卵



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているeMAXIS 新興国債券インデックスの平成28年1月27日から平成28年7月26日までの中間計算 期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査 を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、eMAXIS 新興国債券インデックスの平成28年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年1月27日から平成28年7月26日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UF J 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## e M A X I S 新興国債券インデックス (1) 【中間貸借対照表】

	第 6 期	第 7 期中間計算期間末
	[ 平成28年1月26日現在 ]	[ 平成28年7月26日現在 ]
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30, 645, 876	25, 589, 786
親投資信託受益証券	5, 096, 996, 729	5, 846, 539, 673
未収入金	_	90, 286
未収利息	50	_
流動資産合計	5, 127, 642, 655	5, 872, 219, 745
資産合計	5, 127, 642, 655	5, 872, 219, 745
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11, 840, 936	6, 572, 325
未払受託者報酬	1, 802, 135	1, 819, 245
未払委託者報酬	16, 219, 194	16, 373, 156
未払利息	_	33
その他未払費用	108, 067	109, 099
流動負債合計	29, 970, 332	24, 873, 858
負債合計	29, 970, 332	24, 873, 858
純資産の部		
元本等		
元本	<b>%</b> 1 4, 569, 904, 663	5, 102, 608, 774
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	527, 767, 660	744, 737, 113
(分配準備積立金)	(530, 479, 084)	(492, 236, 138)
元本等合計	5, 097, 672, 323	5, 847, 345, 887
純資産合計	5, 097, 672, 323	5, 847, 345, 887
負債純資産合計	5, 127, 642, 655	5, 872, 219, 745

#### (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第 6 期中間計算期間	第 7 期中間計算期間
	自 平成27年 1月27日	自 平成28年 1月27日
	至 平成27年 7月26日	至 平成28年 7月26日
	金 額(円)	金 額(円)
営業収益		
受取利息	7, 333	493
有価証券売買等損益	$\triangle 162, 275, 489$	147, 426, 931
営業収益合計	$\triangle 162, 268, 156$	147, 427, 424
営業費用		
支払利息		3, 309
受託者報酬	1, 773, 809	1, 819, 245
委託者報酬	15, 964, 228	16, 373, 156
その他費用	106, 368	109, 114
営業費用合計	17, 844, 405	18, 304, 824
営業利益又は営業損失(△)	△180, 112, 561	129, 122, 600
経常利益又は経常損失(△)	△180, 112, 561	129, 122, 600
中間純利益又は中間純損失(△)	△180, 112, 561	129, 122, 600
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は		
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	$\triangle 23,648,603$	8, 962, 144
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1, 271, 776, 617	527, 767, 660
剰余金増加額又は欠損金減少額	674, 147, 554	140, 688, 298
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損		
金減少額	674, 147, 554	140, 688, 298
剰余金減少額又は欠損金増加額	419, 026, 099	43, 879, 301
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損		
金増加額	419, 026, 099	43, 879, 301
分配金	_	<del>_</del>
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1, 370, 434, 114	744, 737, 113

#### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。	時価評価にあたっては、	基準価額で評
	価しております。		

#### (中間貸借対照表に関する注記)

I I do to the total to the		
	第 6 期 [ 平成28年1月26日現在 ]	第 7 期中間計算期間末 [ 平成28年7月26日現在]
※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3, 312, 170, 959円 3, 312, 941, 301円 2, 055, 207, 597円	4, 569, 904, 663円 907, 586, 930円 374, 882, 819円
2 受益権の総数	4, 569, 904, 663 □	5, 102, 608, 774□
3 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 1155円 (11, 155円)	1. 1460円 (11, 460円)

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1117A	回門のは国生に因うの事が	~		
	区 分	第 6 期 「 平成28年1月26日現在		第 7 期中間計算期間末 「 平成28年7月26日現在 ]
1	中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同	2 1//2 1 /2 2 2 2 2
2	時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事 項に関する注記)に記載しております。	同	左
		デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同	左
		上記以外の金融商品 (コールローン等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同	左
3	金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同	左

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### <参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

#### (1) 貸借対照表

	[ 平成28年1月26日現在 ]	[ 平成28年7月26日現在 ]
	金 額(円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	232, 448, 504	239, 694, 828
コール・ローン	48, 723, 330	29, 654, 306
国債証券	9, 460, 517, 527	10, 725, 705, 659
未収利息	136, 351, 279	154, 589, 581
前払費用	18, 394, 215	26, 884, 986
流動資産合計	9, 896, 434, 855	11, 176, 529, 360
資産合計	9, 896, 434, 855	11, 176, 529, 360
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	152, 910	185, 034
未払金	19, 522, 314	10, 381, 000
未払解約金	15, 447, 433	7, 956, 420
未払利息	_	38
流動負債合計	35, 122, 657	18, 522, 492
負債合計	35, 122, 657	18, 522, 492
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	8, 564, 024, 345	9, 403, 475, 594
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1, 297, 287, 853	1, 754, 531, 274
元本等合計	9, 861, 312, 198	11, 158, 006, 868
純資産合計	9, 861, 312, 198	11, 158, 006, 868
負債純資産合計	9, 896, 434, 855	11, 176, 529, 360

<sup>(</sup>注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年1月27日から翌年1月26日までであります。

#### (2) 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

Ī	1	有価証券の評価基準及	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評
		び評価方法	価しております。
	2	デリバティブ等の評価	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
		基準及び評価方法	
	3	その他財務諸表作成の	外貨建資産等の会計処理
		ための基本となる重要	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
		な事項	

#### (貸借対照表に関する注記)

	[ 平成28年1月26日現在 ]	[ 平成28年7月26日現在 ]
<ul> <li>※1 期首</li> <li>期首元本額</li> <li>期首からの追加設定元本額</li> <li>期首からの一部解約元本額</li> <li>元本の内訳*         <ul> <li>eMAXIS バランス (8資産均等型)</li> <li>eMAXIS バランス (波乗り型)</li> <li>三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)</li> <li>コアパランス</li> <li>eMAXIS 新興国債券インデックス</li> <li>三菱UFJ DC新興国債券インデックス</li> <li>三菱UFJ DC新興国債券インデックス</li> <li>中域の大学のクステンド</li> <li>無適債券インデックスファンド</li> <li>無適性バランス (マイディフェンダー)</li> <li>eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)</li> <li>eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)</li> <li>eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)</li> <li>eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)</li> <li>三菱UFJ グローバル型バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)</li> <li>三菱UFJ 新興国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)</li> </ul> </li> </ul>	「平成28年1月26日現在 ] 平成27年1月27日 5, 451, 142, 583円 4, 580, 062, 637円 1, 467, 180, 875円  1, 730, 806, 829円 365, 846, 277円 198, 944, 668円 681, 024円 4, 426, 397, 507円 1, 434, 216, 167円 934, 480円 168, 879, 662円  30, 527, 848円  46, 123, 613円	[ 平成28年7月26日現在 ] 平成28年1月27日 8,564,024,345円 1,586,733,932円 747,282,683円  1,943,230,757円 369,422,790円 236,201,849円 1,598,359円 4,927,136,081円 1,847,975,801円 929,738円 3,705,760円 863,050円 3,254,165円 7,897,699円 214,607円 12,235,810円
100 000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	46, 123, 613円 69, 400, 009円	28, 310, 914円 9, 250, 261円
資家限定) アドバンスト・バランスⅡ (FOF s 用) (適格機関投資家限定) (合 計)	91, 266, 261円 8, 564, 024, 345円	11, 247, 953円 9, 403, 475, 594円

	[ 平成28年1月26日現在 ]	[ 平成28年7月26日現在 ]
2 受益権の総数	8, 564, 024, 345 □	9, 403, 475, 594 □
3 1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 1515円 (11, 515円)	1. 1866円 (11, 866円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1177							
	区 分	[ 平成28年1月26日現在 ]		[	平成28年7月26日現在 ]		
1	貸借対照表計上額、時価	時価で計上しているためその差額はありません。	同	左			
	及びその差額						
2	時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事	同	左			
		項に関する注記)に記載しております。					
		デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関す	同	左			
		る注記)に記載しております。					
		上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期	同	左			
		間で決済され、時価は帳簿価額と近似していること					
		から、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま					
		す。					
3	金融商品の時価等に関	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金	同	左			
	する事項についての補	融商品に関する注記)に記載しております。					
	足説明						

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

	[ 平成28年1月26日現在 ]				
区 分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	メキシコペソ	15, 861, 750	_	15, 850, 000	$\triangle 11,750$
	ポーランドズロチ	11, 489, 560	_	11, 436, 000	△53, 560
	南アフリカランド	7, 217, 600		7, 130, 000	△87, 600
	合 計	34, 568, 910	_	34, 416, 000	△152, 910

		[ 平成28年7月26日現在 ]			
区 分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	マレーシアリンギット	7, 722, 000	_	7, 713, 000	△9,000
	メキシコペソ	2, 234, 480	_	2, 232, 000	△2, 480
	ブラジルレアル	3, 242, 384	_	3, 196, 000	△46, 384
	ハンガリーフォリント	3, 693, 000	_	3, 692, 000	△1,000
	ロシアルーブル	4, 094, 250	_	4, 000, 000	△94, 250
	ルーマニアレイ	2, 620, 920	_	2, 589, 000	△31, 920
合 計		23, 607, 034	_	23, 422, 000	△185, 034

#### (注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
  - ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成28年7月29日現在

(単位:円)

I資産総額	5, 848, 568, 324		
Ⅱ 負債総額	12, 948, 473		
Ⅲ 純資産総額 (I-II)	5, 835, 619, 851		
IV 発行済口数	5, 107, 253, 854 口		
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1426 (1万口当たり 11,426)		

#### <参考>

「新興国債券インデックスマザーファンド」の現況 純資産額計算書

平成28年7月29日現在

I資産総額	11, 218, 679, 407
Ⅱ 負債総額	45, 147, 344
Ⅲ 純資産総額 (I-II)	11, 173, 532, 063
IV 発行済口数	9, 443, 427, 072 □
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1832 ( 1万口当たり 11,832 )

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

半期代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。 半期代替書面については、(http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html)でもご覧いただけます。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

半期代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

#### 3【委託会社等の経理状況】

半期代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

#### (1)【貸借対照表】

半期代替書面における「委託会社等の経理状況」の(1)「貸借対照表」の記載のとおりです。

#### (2) 【損益計算書】

半期代替書面における「委託会社等の経理状況」の(2)「損益計算書」の記載のとおりです。

#### (3) 【株主資本等変動計算書】

半期代替書面における「委託会社等の経理状況」の(3)「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投 資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ れのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- ①定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項該当事項はありません。

#### e MAXIS 新興国債券インデックス

#### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース) に連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の 現地通貨建ての公社債に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

- ①新興国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建ての公社債に実質的な投資を行い、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が 100%を超える場合があります。
- ④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3)投資制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### 追加型証券投資信託 『eMAXIS 新興国債券インデックス』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部 について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務 の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係 人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託 することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き 受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。 (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第8項、第47条第1項、第48条第1項、 第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲 げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により 行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申 込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申 込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の 口数を乗じて得た額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金

その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物 売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。
  - ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
  - ③ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、 手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の 受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が それぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。)
- ハ. 約束手形
- 二. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定める デリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場そ の他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団 法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を 超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

- 第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする新興国債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものを いいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で 定めるものをいいます。)
  - 11. コマーシャル・ペーパー
  - 12. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
  - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号で定めるもの以外のもの
  - 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。)

- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の 割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券お よび新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下本項および次項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時 価総額の割合を乗じて得た額とします。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29

条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融 商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ず る市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割 当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券につい てはこの限りではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては 委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に 属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の 純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総 額の割合を乗じて得た額とします。
  - ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証 券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまた

は買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
  - ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引 ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先 渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の 決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該 取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
  - ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うもの

とします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債 を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を することができます。
  - ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信 託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする 当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価 総額の割合を乗じて得た額とします。
  - ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保する ことがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有 価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の 清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資する ことの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、 資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金 支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者 への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間

が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解 約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に 帰属します。

(受託者による資金立替え)

- 第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子 等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるも のがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど 別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第38条 この信託の計算期間は、毎年1月27日から翌年1月26日までとすることを原則とします。
  - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成22年9月13日から平成23年1月26日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。
  - ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
    - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
    - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。 (信託報酬等)
- 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

500億円未満の部分 年10,000分の60

500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の58

1,000億円以上の部分 年10,000分の56

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る 消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額 を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に あてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬 に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益 をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部 解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録

金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、 6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信 託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。
  - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
  - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
  - ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
  - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを 得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資 産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)によ る市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実 行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付け を取り消すことができます。
  - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中 止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部 解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止 を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして 第3項の規定に準じて計算された価額とします。
  - ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第47条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条 の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
  - ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
  - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録に より同意の意思表示をしたときには適用しません。
  - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

- 第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合 には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者 に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することがで きます。
  - ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第46条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の 交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
  - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載 します。

http://www.am.mufg.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者 の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別 の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契 約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第5条 第25条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### (付表)

1. 約款第13条第2項および第46条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

#### 新興国債券インデックスマザーファンド

#### 運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①新興国の現地通貨建の公社債を主要投資対象とし、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 なお、新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に投資することがあります。
- ②対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。
- ③組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額 の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資 産総額の5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。
- ⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

